

名古屋葵大学利益相反マネジメントポリシー

令和6年10月1日制定

令和7年4月1日改正

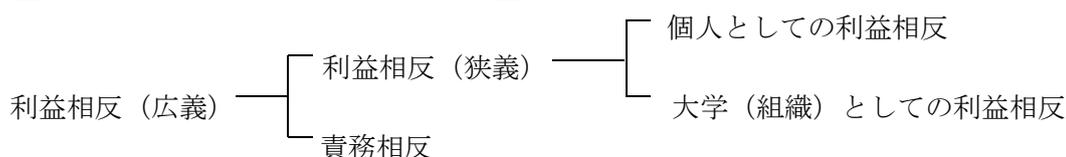
名古屋葵大学（以下「本学」という。）は、本学の知見及び研究成果を学外に公開し、社会貢献という大学の使命を果たすことを積極的に推進している。

一方、本学が産学官連携活動等の社会貢献を行うに当たっては、大学と企業、行政等の目的や役割の相違により、本学の教職員等（以下「教職員等」という。）が外部から得る利益又は負うこととなる義務と、本学の教育・研究上の責務が対立する状況（責務相反を含む広義の利益相反）が生じる可能性がある。

本学は、利益相反の問題について本学及び教職員等が取り組むべき姿勢と対処のための基本方針を「名古屋葵大学利益相反マネジメントポリシー」（以下「本ポリシー」という。）に定め、本学の社会的信頼を確保するとともに、教職員等が安心して産学官連携活動等を推進することができる環境を整備する。

1. 利益相反の定義

利益相反を次のとおり定義し、広義の利益相反を本ポリシーの対象とする。



(1) 利益相反（広義）

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

(2) 利益相反（狭義）

本学又は教職員等が産学官連携活動等に伴って得る利益と教育・研究という本学における責任が対立・相反している状態をいう。

(3) 個人としての利益相反

教職員等個人が得る利益と教職員等個人の本学における責任が対立・相反している状態をいう。

(4) 大学（組織）としての利益相反

本学が組織として得る利益と大学としての社会的責任が対立・相反している状態をいう。

(5) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っているため、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

2. 利益相反マネジメントに対する基本方針

(1) 本学は、教職員等の自主的な産学官連携活動等を尊重し、積極的に社会貢献を推進するとともに、教職員等を未然にトラブルから保護し、安心して産学官連携活動等に取り組むことができるように利益相反マネジメントに取り組む。

(2) 本学は、産学官連携活動等において生じ得る利益相反が深刻な事態に陥ることを未然に防止するため、利益相反マネジメントに関する学内ルール及び体制を整備する。

(3) 本学は、利益相反に関する適切なマネジメントと必要に応じた情報公開により、産学官連携活動等の透明性と公平性を維持し、本学における教育・研究及び組織に対する社会的信頼を確保する。

3. 体制

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

4. 対象者

本ポリシーの対象者は、次の教職員等とする。

- (1) 本学専任教育職員、本学専任技術職員、本学専任事務職員
- (2) その他利益相反マネジメント委員会が指定する者

5. 判断基準

産学官連携活動等において生じる利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、第三者に対して本学の教育・研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを基本的な判断基準とする。

6. 関係規程等

本ポリシーに基づく利益相反マネジメントに関する手続のため、名古屋葵大学利益相反マネジメント規程（以下「規程」という。）を定める。本ポリシーで使用する用語の定義は、規程に定める定義に準ずる。

附 則

本ポリシーは、令和6年10月1日から施行する。

附 則

本ポリシーは、令和7年4月1日から施行する。